

大阪における総合区の概案

平成28年7月22日

副首都推進局

【概案の位置づけ】

- 総合区制度の検討を進めるにあたって、住民の皆様から意見をいただくための素材として、市長の指示のもと副首都推進局において概案としてとりまとめたものです
 - 考えられる総合区の概案を複数示し、住民の皆様の意見を聴きつつ、市会での議論なども踏まえ、今後、総合区(案)をとりまとめてまいります
- ※ 概案における事務事業や人員等のデータは、特別区設置協定書の作成に用いた平成24年度時点のものを暫定的に使用しています

目 次

1 総合区の概案の作成にあたって	-----	4
2 事務分担	-----	13
3 職員体制	-----	29
4 総合区の概案	-----	35
5 今後、総合区(案)をとりまとめていく中で検討を予定している事項	-----	44
6 総合区(案)のとりまとめに向けて	-----	48

1 総合区の概案の作成にあたって

■ 総合区制度の概要

- ◆指定都市の市長の権限に属する事務のうち、主として総合区の区域内に関するものを処理させるため、行政区に代えて総合区を設け、議会の同意を得て選任される区長を置く仕組み

総合区の設置	・総合区を設置するかどうかは任意(条例制定)
総合区長の身分	・議会の同意を得て市長が選任(特別職)、任期は4年、解職請求あり ・市長は総合区長の指揮監督・任免権を有する
総合区長の事務権限	・総合区の政策・企画の立案 ・総合区の住民の交流促進 ・法令で総合区長が執行することとされた事務 ・条例で定める主として総合区域内に関する事務 ※上記事務について指定都市を代表する
総合区長の人事権	・総合区の職員の任免権を有する
総合区長の予算編成への関与	・総合区長が執行する予算に係る市長に対する意見具申権を有する

【総合区の特徴】

- ・総合区が実施する事務の範囲は、都市の実情にあわせ、地方公共団体が条例で主体的に決定
【自由度が高い制度】

■ 総合区の意義

◆市全体に関する事項は、引き続き、市長がマネジメント

- ・市長固有の権限に属する事務（予算編成、条例提案など）
- ・地方公共団体として実施する事務（計画策定など）
- ・市域の統一性・一体性が求められる事務（許可基準など）

◆市長マネジメントのもと、住民等を対象とした行政サービスを局から総合区へ 移管



地域の実情に応じた行政サービスを、より身近な総合区(区役所)で実現

■ 期待される効果と想定される課題

- 「区長権限の強化(一般職→特別職、担当事務について区長が指定都市を代表)」及び
「区事務の拡充(局→区)」が図られることによって…

効 果	課 題
<ul style="list-style-type: none">◆地域の実情に応じた、よりきめ細かい行政サービスの実現<ul style="list-style-type: none">・住民の声をより直接的に施策に反映・意思決定がスピード化され、より迅速かつ適切な住民対応がより一層期待される◆住民協働のさらなる促進<ul style="list-style-type: none">・住民協働による地域課題の解決がより一層期待される	<ul style="list-style-type: none">◆効率性の確保<ul style="list-style-type: none">・行政サービスの実施主体が局（1か所）から区役所（複数か所）に移ることで、職員数の増加などの非効率が発生する◆専門性の確保<ul style="list-style-type: none">・専門性の高い事務を各区役所で実施するためには、専門的な知識や経験を有する職員の確保や専門的な業務ノウハウ等の維持が課題となる



- ◆総合区の事務を拡充するほど、きめ細かいサービスが期待される一方、事務の分散化に伴う効率性や専門性の課題が大きくなる
⇒「総合区事務の拡充」と「効率性・専門性の確保」の双方の観点から、最適なニア・イズ・ベターを追求

(1) 事務分担（局の事務と総合区の事務を整理）

- 住民に身近な行政サービスを総合区が担えるよう、複数の事務レベルで検討
- 市統括事務(一自治体として実施する事務や全市域的な事務等)は、局で一体的に実施

(2) 職員体制

- 事務分担に見合った人員を、局及び総合区に配置
- 事務分担を踏まえつつ、簡素でスリムな職員体制を検討

(3) 今後、総合区（案）をとりまとめていく中で検討を予定している事項

- 財政(予算)の仕組み
- 総合区の名称及び区域(区割り)
- 総合区の事務所の位置
- 総合区のコスト

■総合区の「事務レベル（案）」として次の3つの案を作成

○総合区の事務レベル（案）

A案（現行事務+限定事務）	一般市並みの事務（市統括事務を除く）のうち、事務を限定して検討（現行の区役所事務に加える）
B案（一般市並み事務）	一般市並みの事務（市統括事務を除く）をベースに検討
C案（中核市並み事務）	中核市並みの事務（市統括事務を除く）をベースに検討

※指定都市、中核市、一般市の事務権限はP12参照

■A案、B案、C案ごとに、住民サービスや財政運営の状況等を踏まえ、区数（区の規模）について検証

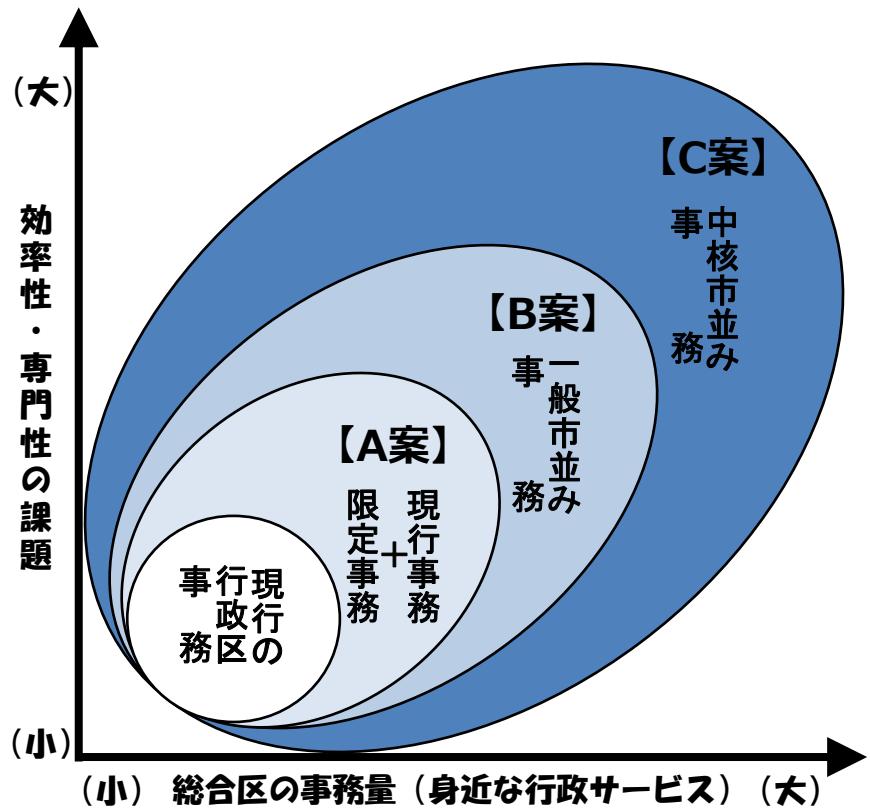
○区数（案）：総合区の設置とその事務の拡充にあたっては、効率性を考え、合区を前提に次の規模を想定

5区	8区	11区
人口45万程度/区	人口30万程度/区	人口20万程度/区

※具体的な区割りは今後検討

※人口は平成47年の将来推計人口（約228万人）

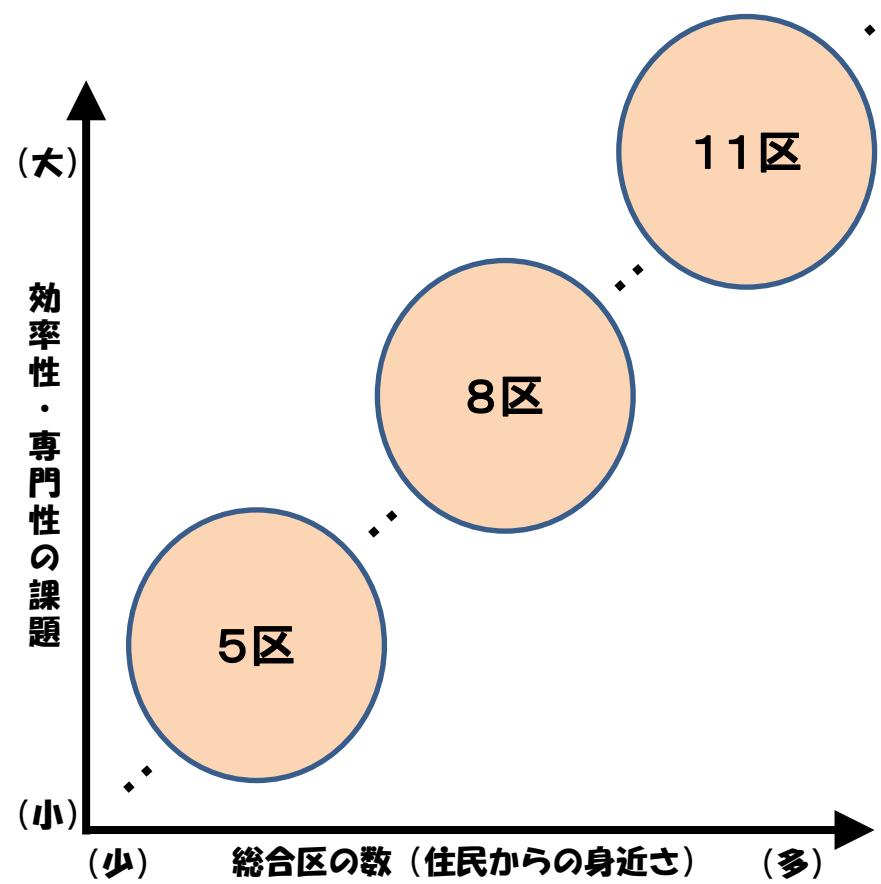
総合区の事務レベルとの関係



◆総合区の事務が拡充すればするほど

(効果) 行政サービスがより身近な総合区で行われる
 (課題) 事務が各総合区に分散することに伴い、効率性・専門性の課題が大きくなる

総合区の区数との関係



◆総合区の数が増えれば増えるほど

【参考】地方公共団体の事務権限イメージ

	指定都市	中核市	一般市
要件	<p>人口50万以上の市のうちから政令で指定</p> <p>〔人口その他の都市としての規模、行財政能力等において既存の指定都市と同等の実態を有するとみられる都市が指定〕</p>	人口20万以上の市の申出に基づき政令で指定	<p>以下の要件を満たすもの</p> <p>①人口5万以上 ②中心市街地にある戸数が全戸数の6割以上 ③商工業等に従事する者及びその者と同一世帯の者の数が全人口の6割以上等</p>
事務分担上の特例	<p>指定都市の主な事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こども福祉(児童相談所設置等) ・教育(県費負担教職員任免決定等) ・まちづくり(都市計画(都市再生特別地区等)、指定区間外の国道・県道の管理等) <p>中核市の主な事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こども福祉(保育所設置認可等) ・教育(県費負担教職員研修等) ・まちづくり(開発行為許可等) <p>一般市の主な事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こども福祉(保育所設置運営等) ・教育(小中学校設置管理等) ・まちづくり(用途地域指定、下水道整備等) <ul style="list-style-type: none"> ・健康保健(精神障がい者入院措置等) ・環境(建築物用地下水採取許可等) ・健康保健(保健所設置、飲食店営業許可等) ・環境(廃棄物処理施設設置許可等) ・健康保健(保健センター設置等) ・環境(一般廃棄物収集処理等) ・戸籍・住民基本台帳・消防・防災 		
指定状況等(H27.10.1現在)	20市(大阪府内 2市)	47市(大阪府内 4市)	723市(大阪府内 27市)

【「指定都市」「中核市」「一般市」の権限イメージ】

	こども、福祉	健康・保健	教育	環境	まちづくり、都市基盤整備	住民生活、消防・防災等
道府県の事務	都道府県 保育士・介護支援専門員の登録 身体障がい者更生相談所・知的障がい者更生相談所の設置	麻薬取扱者（一部）の免許 精神科病院の設置	小中学校学校編制基準、教職員定数の決定 私立学校、市町村立高等学校の設置認可	第一種フロン類回収業者の登録 浄化槽工事業・解体工事業の登録	都市計画（マスターplan） 指定区間の一級河川	警察（犯罪捜査、運転免許等）
	指定都市 身体障がい者更生相談所・知的障がい者更生相談所の設置（任意） 児童相談所の設置	精神障がい者の入院措置 動物取扱業の登録	県費負担教職員の任免等の決定 遺跡の発見に関する届出の受理	建築物用地下水の採取の許可	都市計画（都市再生特別地区） 指定区間外の国道、県道の管理 指定区間の一級河川（一部）の管理	
	中核市 母子福祉資金・寡婦福祉資金の貸付け 保育所・養護老人ホームの設置の認可・監督 介護サービス事業者の指定（一部を除く） 第一種社会福祉事業の経営許可・監督 障がい福祉サービス事業者の指定 身体障がい者手帳の交付	保健所の設置 飲食店営業等の許可 温泉の利用許可 犬・ねこの引取り 旅館業・公衆浴場の経営許可 理容所・美容所の位置等の届出の受理 薬局の開設許可 毒物・劇物の販売業の登録	県費負担教職員の研修 重要文化財（一部）の現状変更等の許可	一般廃棄物処理施設・産業廃棄物処理施設の設置の許可 ばい煙発生施設・ダイオキシン類発生施設の設置の届出の受理 土壤汚染の除去等の措置が必要な区域の指定 浄化槽の設置の届出の受理 一般粉じん発生施設の設置の届出の受理 汚水又は廃液を排出する特定施設の設置の届出の受理	屋外広告物の条例による設置制限 サービス付高齢者向け住宅事業の登録 市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可 土地区画整理組合・防災街区計画整備組合の設立の認可	
	中核市の事務 一般市の事務 一般市	保育所の設置・運営 生活保護（市及び福祉事務所設置町村が処理） 養護老人ホームの設置・運営 障がい者自立支援給付（一部を除く） 身体障がい者相談・知的障がい者相談の委託 介護保険・国民健康保険事業	市町村保健センターの設置 健康増進事業の実施 定期の予防接種の実施 結核に係る健康診断 母子健康手帳の交付 埋葬、火葬の許可	小中学校の設置管理 幼稚園の設置・運営 就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対する援助 県費負担教職員の服務の監督	一般廃棄物の収集・処理 騒音、振動、悪臭を規制する地域の指定、規制基準の設定（市のみ） 浄化槽清掃業の許可	都市計画（用途地域等） 下水道の整備・管理運営 市町村道の建設・管理 準用河川の管理

2 事務分担

【事務レベル（案）の設定】

- 『局』（事業所等を含む。）と『総合区』が、それぞれどのような事務を行うのかを整理
- 総合区の事務レベルについて3案を設定し、それぞれのレベルに応じた事務分担（案）を作成

A案（現行事務+限定事務）	B案（一般市並み事務）	C案（中核市並み事務）
一般市並みの事務（市統括事務を除く）のうち、事務を限定して検討（現行の区役所事務に加える）	一般市並みの事務（市統括事務を除く）をベースに検討	中核市並みの事務（市統括事務を除く）をベースに検討

【事務の整理の手順】

- (1) 現在、局で実施している事務 → 「①市統括事務」と「②市統括事務以外の事務」に整理

[①市統括事務]

- ・一自治体として実施する事務、全市域的な事務、市域の統一性・一体性が求められる事務など
- ・A案、B案、C案とともに、局の事務に整理

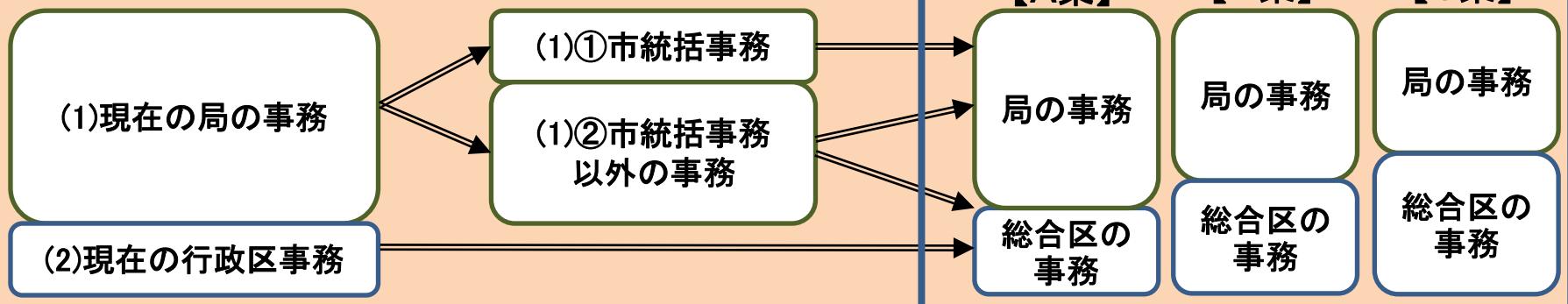
[②市統括事務以外の事務]

- ・法令上の権限区分（中核市、一般市等）や事務の性質を踏まえ、A案、B案、C案それぞれ異なるレベルで、局の事務と総合区の事務に整理

- (2) 現在、区役所及び保健福祉センターで実施している事務 → 「行政区事務」に整理

[行政区事務]

- ・A案、B案、C案ともに、総合区の事務に整理



■ 「一自治体として実施する事務」「全市域的な事務」「市域の統一性・一体性が求められる事務」を
以下のとおり整理<A案、B案、C案とともに、局の事務に整理>

◆一自治体として実施する事務

- 市長固有の権限に属する事務（条例、予算など）
- 組織運営に関わる事務（企画、人事、管財など）
- 地方公共団体として実施すべき事務（計画策定、審議会など）

◆全市域的な事務

- 市域全体の観点から実施すべき事務（成長戦略、広域的交通基盤整備など）
- 一つの総合区では完結しない事務（総合区の区域を越える事業許可など）

◆市域の統一性・一体性が求められる事務

- 住民の平等取扱いの原則等から一体的に処理すべき事務（保険、給付、許可基準など）
- 事務の性質上一体的に処理すべき事務（市内一か所施設の管理、緊急通報窓口など）

【市統括事務の内容（例）】

	事務の性質	事務の内容(例)
一自治体として実施する事務	市長固有の権限に属する事務	条例提案・規則制定、予算編成
	組織運営に関わる事務	政策企画、組織人事、情報公開、市債管理、管財（取得・処分） (市全体に関わるもの)
	地方公共団体として実施すべき事務	<ul style="list-style-type: none"> ○計画策定 [障がい福祉計画、環境基本計画、景観計画など] ○審議会 [都市計画審議会、社会福祉審議会など] ○統計調査 [国勢調査等基幹統計調査など] ○表彰 [市民表彰など] ○対外調整 [国庫補助申請、他の地方公共団体との連携など]
全市域的な事務	市域全体の観点から実施すべき事務	成長戦略、成長分野企業支援、広域的なまちづくり、広域的な交通基盤整備、港湾、水道、下水道、消防
	一つの総合区では完結しない事務	<ul style="list-style-type: none"> ○事業許可、法人認可（一の総合区の区域を越えるもの） [廃棄物収集運搬業許可、社会福祉法人の認可、N P O 法人認定・認証など]
市域の統一性・一体性が求められる事務	住民の平等取扱いの原則等から一体的に処理すべき事務	<ul style="list-style-type: none"> ○保険 [国民健康保険会計、介護保険会計の運営など] ○個人給付・助成金・補助制度 [医療費助成、敬老優待乗車証、児童手当など] ○許認可の審査基準等 [児童福祉施設認可基準、環境衛生施設許可基準など]
	事務の性質上一体的に処理すべき事務	<ul style="list-style-type: none"> ○市として特別会計等を設けて実施する事務 [母子父子寡婦福祉資金貸付、港営会計の事務など] ○市内に一か所又は数か所しかない施設及び市外施設の管理 [愛光会館、障がい者スポーツセンター、南港中央野球場など] ○緊急通報窓口等 [休日・夜間サポートライン（障がい者・高齢者）など] ○既に制度が廃止され経過措置で実施している事務や債権管理 [新婚世帯向け家賃補助、高齢者住宅整備資金貸付など]

(1) (2) 市統括事務以外の事務について

■法令上の事務の権限区分(中核市権限の事務、一般市権限の事務など)や、事務の性質を踏まえて、以下の事務レベル(案)<A案、B案、C案>ごとに整理

A案(現行事務+限定事務)における総合区の事務

◆一般市が実施する事務のうち、市民協働の一層の促進や、より地域の実情に応じたきめ細かい行政サービスが期待される次のような事務に限定して総合区で実施

○市民協働に適した事務

(例) コミュニティビジネス支援、老人憩の家運営助成等、自主防災組織力向上アドバイザー

○地域の特色を活かした事務

(例) わがまちナイススポット（景観資源）の発見、コミュニティツーリズム

○きめ細かい地域づくりに資する事務

(例) 放置自転車対策、道路・公園の維持管理、迷惑駐車防止の啓発

※このほか、行政区事務(現在、区役所及び保健福祉センターで実施している事務)を実施

B案(一般市並み事務)における総合区の事務

◆A案で総合区が実施するとした事務は、B案でも総合区で実施

◆一般市が実施する事務をベースにしながら、直接住民を対象とする事務を中心に、住民生活と密接に関わる事務を幅広く総合区で実施(※)

○一般市の事務

(例) 市立保育所の運営、老人福祉センターの管理運営、環境監視規制（騒音・振動・悪臭）

○中核市の事務

(例) 民間保育所の設置認可

※市立保育所の運営等の事務と一緒に実施することで、積極的な待機児童対策が期待できる

※一般市の事務でも、事務の性質上又は効率性の観点から、一体的に実施すべき事務は局で実施

(例) 都市計画（用途地域等）、市営住宅、急病診療所、市税賦課徴収

※一般市の事務でも、中核市権限等の事務と一緒に実施することで、効果的なサービスが期待できる

事務は（中核市権限等の事務を実施する）局で実施。なお、C案の場合では、総合区で実施

(例) 障がい者自立支援給付

C案(中核市並み事務)における総合区の事務

◆B案で総合区が実施するとした事務は、C案でも総合区で実施

◆中核市が実施する事務をベースにしながら、事業者を対象とする事務や専門性の高い事務も含め、地域の実情や住民ニーズを踏まえた施策展開が求められる事務は基本的に総合区で実施(※)

○中核市の事務

(例) 保健所、障がい福祉サービス事業者の指定・指導、環境監視規制（水質汚濁・土壤汚染）

○指定都市の事務

(例) こども相談センター（児童相談所）、児童養護施設等の設置認可、精神障がい者保健福祉手帳の交付、療育手帳の交付

※中核市の事務でも、事務の性質上又は効率性の観点から、一体的に実施すべき事務は局で実施

(例) 健康危機管理（感染症対策等）、建築確認関係事務、生活保護医療要否判定、計量

【参考】市統括事務以外の事務のまとめ

A案（現行事務+限定事務）	B案（一般市並み事務）	C案（中核市並み事務）
<p>現在の行政区事務に加え、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「市民協働に適した事務」 ・「地域の特色を活かした事務」 ・「きめ細かい地域づくりに資する事務」 <p>を総合区で実施</p>	<p>一般市の事務をベースに、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民対象の事務を中心に、住民生活と密接に関わる事務 <p>を幅広く総合区で実施</p>	<p>中核市の事務をベースに、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情や住民ニーズを踏まえた施策展開が求められる事務 <p>は基本的に総合区で実施</p>
<p>現在の行政区事務 (次ページ参照)</p>  <div style="border: 1px dashed #ccc; padding: 10px;"> <p>(1)市民協働に適した事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティビジネス支援 ・老人憩の家運営助成等 ・自主防災組織力向上アバザー等 <p>(2)地域の特色を活かした事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・わがまちナイススポット ・コミュニティツーリズム 等 <p>(3)きめ細かい地域づくりに資する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放置自転車対策 ・道路、公園の維持管理 ・迷惑駐車防止の啓発 等 </div>	<p>「A案の事務」</p>  <div style="border: 1px dashed #ccc; padding: 10px;"> <p>一般市が実施する事務をベースにしながら、直接住民を対象とする事務を中心に、住民生活と密接に関わる事務</p> <div style="border: 1px dashed #ccc; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>一般市の事務 (*1,*2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市立保育所の運営 ・老人福祉センターの管理運営 ・環境監視規制（騒音・振動・悪臭）等 </div> <div style="border: 1px dashed #ccc; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>中核市の事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間保育所の設置認可 等 </div> </div> <p>(*1)一般市の事務でも、事務の性質上又は効率性の観点から、一体的に実施すべき事務は局 (例) 都市計画（用途地域等）、市営住宅、急病診療所、市税賦課徵収</p> <p>(*2)一般市の事務でも、中核市権限等の事務と一体で実施することで、効果的なサービスが期待できるものは局（C案では総合区） (例) 障がい者自立支援給付</p>	<p>「B案の事務」</p>  <div style="border: 1px dashed #ccc; padding: 10px;"> <p>中核市が実施する事務をベースにしながら、事業者を対象とする事務や専門性の高い事務も含め、地域の実情や住民ニーズを踏まえた施策展開が求められる事務</p> <div style="border: 1px dashed #ccc; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>中核市の事務 (*3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健所 ・障がい福祉サービス事業者の指定・指導 ・環境監視規制（水質・土壌） 等 </div> <div style="border: 1px dashed #ccc; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>指定都市の事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こども相談センター（児童相談所） ・児童養護施設等の設置認可 ・精神障がい者保健福祉手帳の交付 ・療育手帳の交付 等 </div> </div> <p>(*3)中核市の事務でも、事務の性質上又は効率性の観点から、一体的に実施すべき事務は局 (例) 健康危機管理（感染症対策等）、建築確認関係事務、生活保護医療要否判定、計量</p>

(2) 行政区事務について

■現在、区役所及び保健福祉センターで実施している事務は以下のとおり

〈A案、B案、C案とともに、総合区の事務に整理〉

【行政区事務の内容（例）】

分野	事務の内容(例)
こども	児童委員、こども医療費の助成、児童福祉、ひとり親家庭等の支援、児童扶養手当、特別児童扶養手当、子育て支援、児童手当、母子父子自立支援員、児童家庭相談、児童虐待の防止
福祉	国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金、特別障がい給付金、福祉に係る相談・地域支援、調査・企画・連絡調整、民生委員、成年後見制度（審判の請求）、生活困窮者自立支援、生活保護、行旅死亡人の取扱い等、医療費の助成、身体障がい者福祉、知的障がい者福祉、高齢者福祉、障がい者の自立支援、障がい者虐待の防止、精神保健福祉、戦傷病者戦没者遺族等援護、敬老優待乗車証の交付、高齢者虐待の防止、介護保険・介護予防
健康・保健	保健に係る相談・地域支援、調査・企画・連絡調整、母子保健、成人保健、歯科疾患の予防、栄養指導、食育、栄養改善団体の指導育成、公害健康被害の補償、感染症予防、予防接種、難病・特定疾患の対策、医療法に基づく許可申請・届出等、医師免許等に関する事務、保健師業務に関する事務、環境衛生・食品衛生・環境保全の相談、狂犬病の予防、動物愛護
教育	社会教育、生涯学習、就学事務、通学区域の設定
住民生活	自衛官の募集、地域振興、地縁団体の認可、市民公益活動の推進、地域の防犯対策・安全対策、区役所附設会館・地域集会施設等、人権啓発、住居表示、自動車臨時運行許可、戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、電子署名認証業務、外国人の在留管理、個人番号カード、埋火葬の許可、DV相談
消防・防災	防災、災害救助、災害弔慰金・災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付、水難救護法による事務
自治体運営	文書・人事・予算・決算・物品、職制、庁舎の維持管理、区行政に係る調査・企画、広報、広聴、市民相談、区内における事務事業の総合調整、財産区、統計調査、区選挙管理委員会、市税証明書の交付、市税の収納

※「大阪市北区役所事務分掌規則」及び「大阪市北区保健福祉センター事務分掌規則」から参照

2-2 分野別の事務分担（案）のイメージ

◆表の見方について（P23～P28）

○分野別に代表的な事務を例に挙げ、全体の事務分担（案）のイメージを示している

○総合区の事務レベル（A案、B案、C案）ごとに、『局』の事務と『総合区』の事務を次のように示している

A案	B案	C案	1 〇〇〇	2 △△△	
局	局	局	
総合区	総合区	総合区	○○○ ○○○○○○ ...	○○○ ○○○○○○ ...	C案における 総合区の事務
総合区	総合区	総合区	△△△ △△△△△△△ ...	△△△ △△△△△△△ ...	B案における 総合区の事務
総合区	総合区	総合区	× × ×	× × × × × × × × ×	A案における 総合区の事務

※ 点線枠内（[]）の事務は、現在、区役所及び保健福祉センターで実施している事務

共通事項

予算編成、条例提案等は市長の権限

A 案	B 案	C 案	1　こども	2　福祉
		局	こども・子育て支援計画 市立児童養護施設等の運営 市立青少年施設の運営 母子父子寡婦福祉貸付資金会計の管理 児童手当(制度管理)、こども医療費助成(基準制定) 青少年の健全育成(審議会の運営等) 教育相談(電話等)	社会福祉法人の認可等 市立障がい者施設等の運営 国民健康保険、介護保険(制度・会計の管理) 国民年金(制度管理) ホームレス対策・あいりん対策 身体障がい者更生相談所・知的障がい者更生相談所 発達障がい者支援
局	局		こども相談センター 児童養護施設等の設置の認可・助成等 児童養護施設等への措置費の支払い 子どものショートステイ事業 病児・病後児保育事業 児童委員の指導監督・研修	障がい者施設等の設置の認可・助成等 身体障がい者手帳の交付 療育手帳の交付 民生委員の指導監督・研修 市立介護老人保健施設の運営
		総合区	保育所の設置認可・助成等 教育・保育施設等(保育所等)に係る給付費の支払い 市立保育所の運営 一時預かり事業 子ども・子育てプラザの運営 ひとり親家庭等の支援(日常生活支援事業等)	行旅病人・死亡人救護(予算管理等) 生活保護(就労支援) 障がい者施策(障がい者スポーツ振興事業等) 高齢者施策(日常生活用具給付等事業等) 老人福祉センターの管理運営
総合区			児童いきいき放課後事業 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 保育所の入所決定・保育料の徴収 児童手当・こども医療費助成の申請受理・審査・支給 児童委員との連絡調整 母子父子寡婦福祉資金の貸付 青少年の健全育成(青少年育成推進会議等) </div>	老人憩の家の運営助成等 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 国民健康保険・介護保険・国民年金の諸手続き 身体障がい者手帳等の申請受理・審査・交付 医療費助成等の申請受理・審査・支給 生活保護の申請受理・決定・支給、就労支援相談 </div>

A 案	B 案	C 案	3 健康・保健	4 教育
		局	健康危機管理等(感染症対策・検疫等) 医療法人の設立認可等、病院の開設許可等 難病等対策 こころの健康センター(精神保健福祉センター) 精神障がい者保健福祉手帳の判定 放射線技術検査所、食肉衛生検査所 動物管理センター・分室	教育委員会会議 教職員の人事、研修、給与、福利厚生 学校の設置廃止、学級編制、統計調査等 高等学校 文化財保護 総合生涯学習センター・市民学習センター 図書館
局	局		保健所 母子保健 薬事の許可等、食品衛生関係事業の許可等 環境衛生関係事業の許可等 精神障がい者保健福祉手帳の交付 狂犬病予防注射等	小中学校施設の補修等
		総合区		就園奨励費補助の申請受理、支払い 私立幼稚園に対する助成
総合区	総合区		地域ふれあい子育て支援教室 <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> 乳幼児健診、がん検診、健康講座、予防接種 母子健康手帳の交付、母親教室 難病等医療費助成の申請受理 精神障がい者保健福祉手帳の申請受理 食品・環境衛生関係事業の許可に関する相談 犬の登録、狂犬病予防注射済票の交付 </div>	学校評価、学校協議会（注） <small>(注) 条例・規則上は教育委員会事務局の事務 総合区役所の教育委員会事務局兼務職員が担当</small> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> 就学事務、通学区域の指定 生涯学習(生涯学習ルーム等) </div>

A 案	B 案	C 案	5 環境	6 産業・市場
局	局	局	エネルギー政策の推進、環境基本計画、環境白書 環境監視規制(大気汚染常時監視) 地球温暖化対策 廃棄物処理業の許可 一般廃棄物の収集輸送、ごみ減量啓発 斎場、大規模靈園	成長戦略の推進 大阪産業創造館、インテックス大阪 工業研究所 商工会議所に関する事務 ATC 計量検査所 中央卸売市場
		局	環境監視規制(水質汚濁・土壤汚染) 産業廃棄物排出事業者の規制	小規模・ベンチャー企業支援 地域ものづくり活性化事業
	総合区	総合区	環境監視規制(騒音・振動・悪臭) 環境教育・環境啓発の取組み 小規模靈園	商店街振興組合法に関する事務 中小小売商業振興法に関する事務 市民農園の開設許可等に関する事務
		総合区		コミュニティビジネスへの支援 商店街の活性化

A 案	B 案	C 案	7 都市魅力	8 まちづくり
		局	観光振興(OSAKA光のルネサンス等) 文化振興(大阪クラシック等) 博物館 美術館 競技スポーツ(大阪マラソン等) 長居陸上競技場 大学等の誘致	都市計画 土地区画整理、市街地再開発、住宅地区改良 広域的交通基盤整備 戰略拠点開発(うめきた地区等) 建築確認関係事務 鉄道駅耐震補強の助成等 港湾事業 市営住宅
局				民間住宅の登録・認定 (サービス付き高齢者向け住宅登録事業等)
		総合区	文化振興(創造を楽しむ元気な地域づくりの推進等) 生涯スポーツ(市民レクリエーションセンター、スポーツ教室等)	地域の実情にあわせたまちづくりの検討 (市有地の活用方針等の検討)
総合区	総合区		観光振興(コミュニティツーリズム等)	わがまちナイススポット(景観資源)の発見 迷惑駐車防止の啓発 まちづくり活動支援 放置自転車対策、駐輪場の整備
総合区			文化振興(地域文化事業等) 生涯スポーツ(学校体育施設開放事業等)	

A 案	B 案	C 案	9 都市基盤整備	10 住民生活
局	局	局	道路(計画的整備・補修の企画等) 河川 公園(計画的整備・補修の企画等、 大規模なもの(大阪城公園等)) 下水道 水道 鉄道との連続立体交差(阪急電鉄京都線・千里線)	住民基本台帳、戸籍、印鑑登録証明(制度管理) 地域安全防犯対策(協議会の運営等) 地域振興・市民活動(指針策定等) 男女共同参画(クレオ等)、人権施策(計画策定等) 雇用施策(労働団体との連絡調整等)、消費者センター 国際交流 中央体育館、大阪プール
		局	道路(計画的整備・補修の企画等以外) 公園(その他)	区庁舎の補修等
	総合区	総合区		雇用施策(就労相談等) スポーツセンターの運営 プール・屋内プールの運営
総合区		総合区	道路(日常管理の委託契約等) 道路(工営所業務) 公園(日常管理の委託契約等) 公園(公園事務所業務)	住民基本台帳、戸籍、印鑑登録証明(届出・証明等) 地域安全防犯対策(青色防犯パトロール等) 地域振興・市民活動(区民まつり等) 男女共同参画(啓発活動等) 人権啓発(講演会・研修・イベント等)

A 案	B 案	C 案	11 消防・防災
		局	消防 防災会議、地域防災計画 危機管理体制の充実 帰宅困難者対策 地下街避難確保 防災行政無線 被災地等への職員派遣
局		局	
		総合区	避難行動要支援者の避難支援 広域避難場所案内板・誘導標識の整備 津波避難ビル・水害時避難ビル案内板の整備 災害時避難所案内板の整備
総合区		総合区	自主防災組織力向上アドバイザー
総合区			危機管理訓練 防災意識の啓発 津波避難施設の確保

3 職員体制

【基本的な考え方】

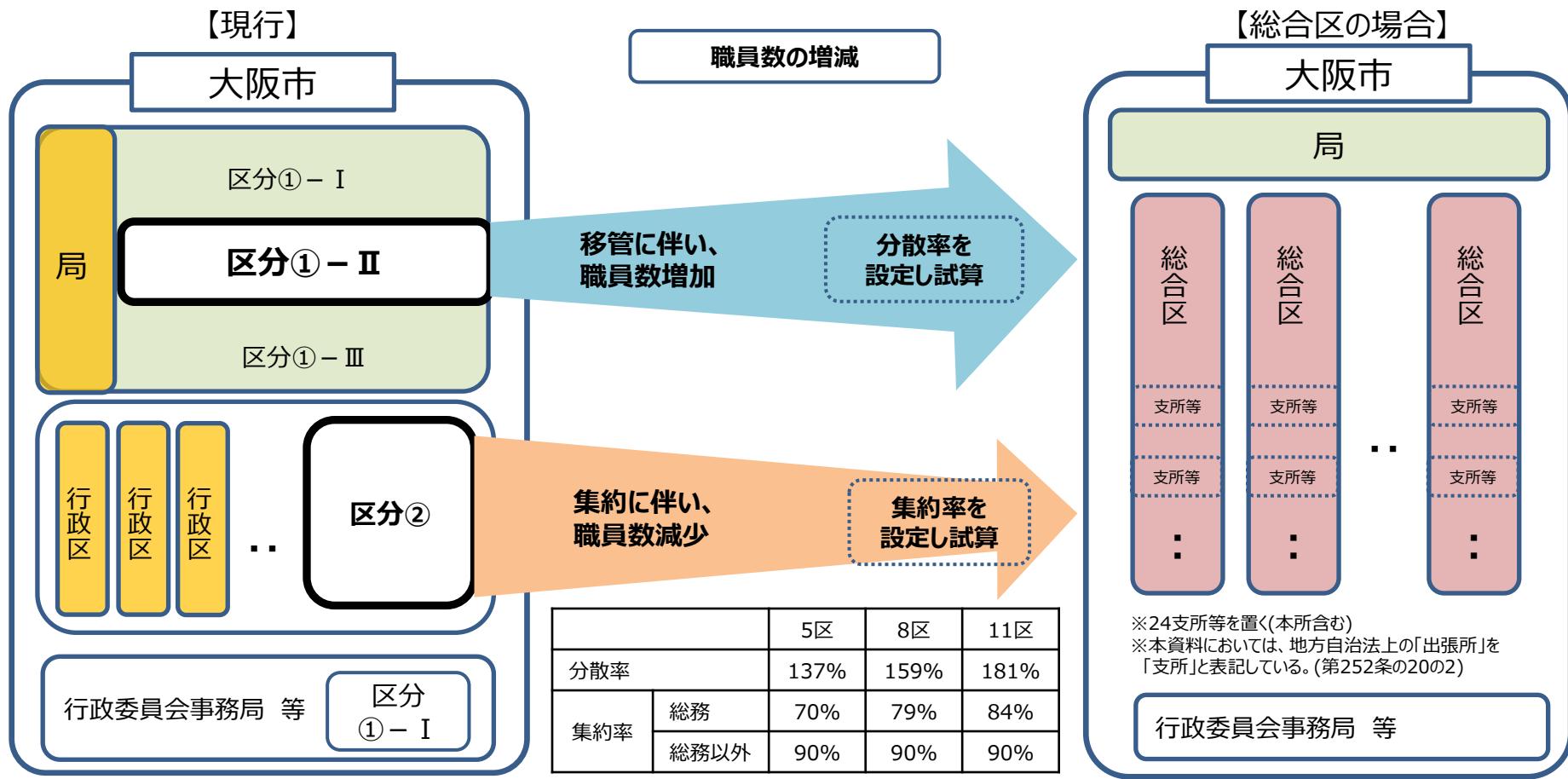
- 事務分担に見合った人員を、局及び総合区に配置する
- 事務分担を踏まえつつ、簡素でスリムな職員体制を検討する

-
- ・概案では、過去の組織再編の事例を参考に、一定の仮定を置いて、事務レベルと区数に応じた職員総数のイメージを試算。
 - ・職員体制については、今後、総合区（案）をとりまとめていく中で、詳細を検討

【職員配置の考え方】

現在の実施主体及び実施箇所数	事務分担（案）	区分	職員配置の考え方 (試算方法)
局(事業所等含む) で実施している事 務	1か所	局（1か所）※変更なし	①－I 現員を配置
	複数か所 (事業所等)	局（複数か所）※変更なし	①－I 現員を配置
	1か所	総合区（複数か所）に移管	①－II 総合区への分散化に伴い、職員数は增加
	複数か所 (事業所等)	総合区（複数か所）	①－III 概ね現員を配置
区役所（保健福 祉センター含む） で実施している事 務	総務課事務等	総合区（複数か所）に移管	② 総合区への集約化に伴い、職員数は減少
	総務課以外の 事務	総合区及び支所等（計24か所）	② 総務課以外の事務は概ね現員を配置 (一定の集約効果あり)

【参考】 職員配置の考え方（イメージ）



○事務分担に応じた職員配置による職員数の変化は、

- ①局事務の総合区への移管によるもの（職員増）と、
- ②区役所事務の総合区への集約によるもの（職員減）の 2つの面に現れる。

○①移管による職員増は、平成19年に区役所から市税事務所に事務を集約した事例から分散率（集約前の人数／集約後の人数）を算出のうえ、分散率を移管事務に従事している職員数に乘じて試算

②集約による職員減は、平成19年に区役所から市税事務所に事務を集約した事例から集約率（集約後の人数／集約前の人数）を算出のうえ、集約率を区役所の総務課事務担当職員数等に乗じて試算

○①、②により算定した結果について、移管事務は様々であることから、上下合わせて3割程度の幅を持った数値として示した。

①現在局で行っている事務を総合区へ移管することにより、職員数は増加

		A案(現行事務+限定事務)	B案(一般市並み事務)	C案(中核市並み事務)
区数(案)	5区	50人～60人	100人～130人	310人～410人
	8区	80人～100人	150人～210人	490人～660人
	11区	100人～140人	210人～290人	670人～910人

②合区に伴い、現在行政区で行っている事務を総合区へ集約することにより、職員数は減少

		A案	B案	C案
区数(案)	5区	▲190人～▲140人		
	8区	▲150人～▲110人		
	11区	▲130人～▲90人		

※総合区と支所の事務分担や組織体制等についての今後の検討結果により、減少幅は変動する



③総合区移行時の職員数の変化の試算結果（① + ②）

		A案	B案	C案
区数(案)	5区	▲140人～▲80人	▲90人～▲10人	120人～270人
	8区	▲70人～▲10人	概ね現員～100人	340人～550人
	11区	▲30人～50人	80人～200人	540人～820人

【参考】局及び総合区の職員数(イメージ)

※数字は概数

(100人単位で四捨五入)

		現行(平成24年度)	A案(現行事務+限定事務)	B案(一般市並み事務)	C案(中核市並み事務)
区 数 (案)	5区	局 8,900人	7,800人	7,600人	6,900人
	区	4,900人	5,900人～6,000人	6,100人～6,200人	7,100人～7,200人
	合計	13,800人	13,700人～13,800人	13,700人～13,800人	14,000人～14,100人
8区	局	8,900人	7,800人	7,600人	6,900人
	区	4,900人	6,000人程度	6,200人～6,300人	7,300人～7,500人
	合計	13,800人	13,800人程度	13,800人～13,900人	14,200人～14,400人
11区	局	8,900人	7,800人	7,600人	6,900人
	区	4,900人	6,000人～6,100人	6,300人～6,400人	7,500人～7,800人
	合計	13,800人	13,800人～13,900人	13,900人～14,000人	14,400人～14,700人

※平成24年度の職員数をベースとして、一定の仮定条件のもとで試算したものであり、今後の精査により変動する。

※平成24年の大阪市の職員数は36,900人であるが、経営形態の変更等に取組んでいる一般廃棄物、保育所、下水道および、学校園（小・中・高・特・幼）、消防、公営企業（交通、水道、病院）は含んでいない。

■ 専門人材の確保、職種別人員数

- 専門性を必要とする事務について、知識・ノウハウを持つ専門職等の確保が課題
- 現在、局で実施している事務を総合区で実施することにより必要となる人員数を職種別に精査することが必要

◆専門人材が必要な事務【主な例】

こども相談センター（一時保護所含む）	医師、児童福祉司、児童心理司、児童指導員 等
保健所・保健センター、環境	医師、獣医師、薬剤師、保健師、化学職 等
まちづくり、都市基盤整備	土木職、建築職、機械職、電気職、園芸職 等

■ 総合区役所・支所等の事務分担と組織人員体制

現在、区役所（保健福祉センター含む）で実施している事務を総合区役所に移管する場合、総合区役所及び支所等における事務分担、組織体制及び人員数については、効率的な業務執行体制の確立等の観点から検討し、精査することが必要

4 総合区の概案

■ 概案の提示

事務のレベル（「A案」「B案」「C案」）ごとに、「きめ細かい行政サービスの提供」や「行政の効率性」の観点から、区の規模（「5区」「8区」「11区」）を検証の上、3つの概案を提示

■ 検証にあたっての観点

《きめ細かい行政サービスの提供》

- 区数が多いほど、地域の実情に応じたきめ細かい行政サービスの提供が可能になる。

《行政の効率性》

- 区数が多いほど、必要な職員数（財政的コスト）が増える。
- 区数が少ないほど、区役所業務の集約による職員数（財政的コスト）の効率化が大きい。

4-1 「事務レベル（案）」ごとの「区数（案）」の検証

事務 レベル 区数	A案 現行事務+限定事務	B案 一般市並み事務	C案 中核市並み事務
5区 (将来人口: 45万程度/区)	▲140人～▲80人	▲90人～▲10人	120人～270人
8区 (将来人口: 30万程度/区)	▲70人～▲10人	概ね現員～100人	340人～550人
11区 (将来人口: 20万程度/区)	▲30人～50人	80人～200人	540人～820人
	いずれも概ね現行の人員の範囲内で対応可能であるが、きめ細かい行政サービスの提供の観点から、8区・11区を選択	概ね現行の人員から一定の増減の範囲内で対応可能である5区・8区を選択	いずれも、職員数が増加するため、最も効率的な5区を選択
概案	A案(8区・11区)	B案(5区・8区)	C案(5区)

※職員数の増減は、一定の仮定条件のもとで試算したものであり、今後の精査により変動し、また、総合区と支所の事務分担や組織体制等についての今後の検討結果により、減少幅は変動。

■A案の概要

総合区の数	区の事務レベル	職員総数（局+区）	
8区 (将来人口:30万程度/区)	現行事務 + 限定事務	【現行(H24)】 13,800人	【A案8区の場合の増減】 ▲70～▲10人
11区 (将来人口:20万程度/区)			【A案11区の場合の増減】 ▲30～50人

■総合区の事務内容(主なもの) 【予算編成、条例提案等は市長の権限】

《こども》

- 保育・子育て支援
 - ・児童いきいき放課後事業
- 保育所の入所決定・保育料の徴収
- 児童手当・こども医療費助成の申請受理・審査・支給

《まちづくり・都市基盤整備》

- まちづくり
 - ・わがまちナイススポット（景観資源）の発見
 - ・放置自転車対策、駐輪場の整備
- 道路・公園
 - ・工営所・公園事務所業務（日常管理＜巡回・緊急対応等＞）

《福祉》

- 高齢者福祉
 - ・老人憩の家の運営助成等
- 国民健康保険・介護保険・国民年金の諸手続き
- 生活保護の申請受理・決定・支給・就労支援相談

《住民生活》

- 住民基本台帳、戸籍、印鑑登録証明（届出・証明等）
- 地域安全防犯対策
- 地域振興・市民活動

《健康・保健》

- 母子保健
 - ・地域ふれあい子育て支援教室
- 乳幼児健診、がん検診、健康講座、予防接種
- 母子健康手帳の交付、母親教室

《その他》

- その他
 - ・自主防災組織力向上アドバイザー
 - ・コミュニティビジネスの支援

* [] は、現在、区役所及び保健福祉センターで実施している事務

■期待される効果の具体例

【事例① 工営所の場合】

道路の日常管理や放置自転車対策等が総合区の事務となることで、住民の要望に対し、総合区長のマネジメントのもと、自転車等放置禁止区域の拡大や放置自転車の撤去回数の見直しなど、より迅速かつきめ細かい対応が可能

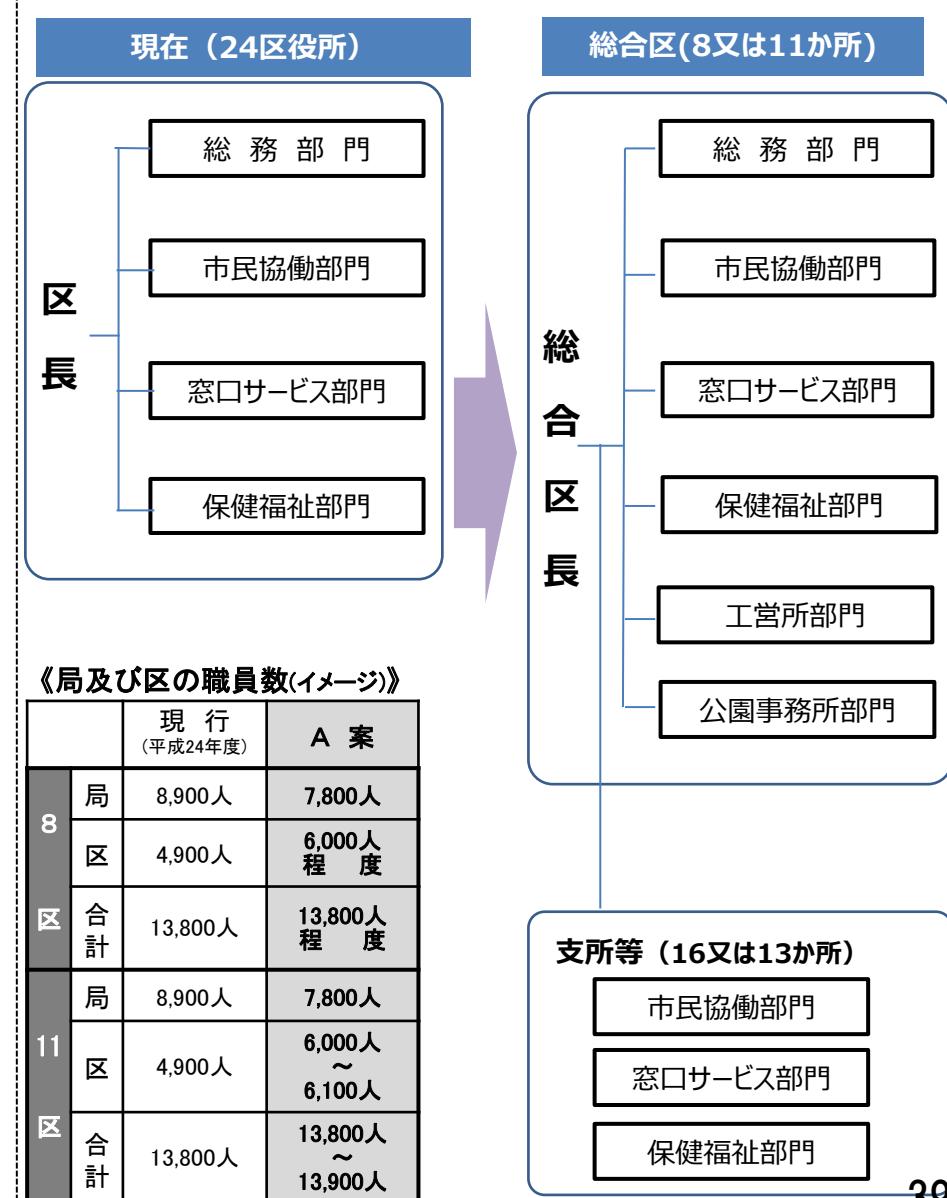
【事例② 公園事務所の場合】

公園の日常管理が総合区の事務となることで、住民の要望に対し、総合区長のマネジメントのもと、公園利用の支障となっている遊具の使用禁止や樹木の剪定など、より迅速かつきめ細かい対応が可能

【事例③ 老人憩の家(運営助成等)の場合】

老人憩の家(地域高齢者活動拠点施設)整備・運営助成の事務が総合区の事務となることで、施設の活用状況など区域内の実態をより踏まえた改修順位の設定などの判断が可能

《参考》総合区の組織体制イメージ



■B案の概要

総合区の数	区の事務レベル	職員総数（局+区）	
5区 (将来人口:45万程度/区)	一般市並み事務	【現行(H24)】 13,800人	【B案5区の場合の増減】 ▲90~▲10人
8区 (将来人口:30万程度/区)			【B案8区の場合の増減】 概ね現員~100人

■総合区の事務内容(主なもの) 【予算編成、条例提案等は市長の権限】

☆はB案で加わる事務

《こども》

- 保育・子育て支援
 - ・児童いきいき放課後事業
 - ・市立保育所の運営、民間保育所の設置認可 ☆
- 保育所の入所決定・保育料の徴収
- 児童手当・こども医療費助成の申請受理・審査・支給

《まちづくり・都市基盤整備》

- まちづくり
 - ・わがまちナイススポット（景観資源）の発見
 - ・放置自転車対策、駐輪場の整備
 - ・地域の実情にあわせたまちづくりの検討(市有地の活用方針等の検討) ☆
- 道路・公園
 - ・工営所・公園事務所業務（日常管理＜巡回・緊急対応等＞）

《福祉》

- 高齢者福祉
 - ・老人憩の家の運営助成等
 - ・老人福祉センターの管理運営 ☆
- 生活保護
 - ・就労支援 ☆
- 国民健康保険・介護保険・国民年金の諸手続き
- 生活保護の申請受理・決定・支給・就労支援相談

《住民生活》

- 雇用施策
 - ・就労相談等 ☆
- その他
 - ・スポーツセンター、プール・屋内プールの運営 ☆
 - 住民基本台帳、戸籍、印鑑登録証明（届出・証明等）
 - 地域安全防犯対策
 - 地域振興・市民活動

《健康・保健》

- 母子保健
 - ・地域ふれあい子育て支援教室
- 乳幼児健診、がん検診、健康講座、予防接種
- 母子健康手帳の交付、母親教室

《その他》

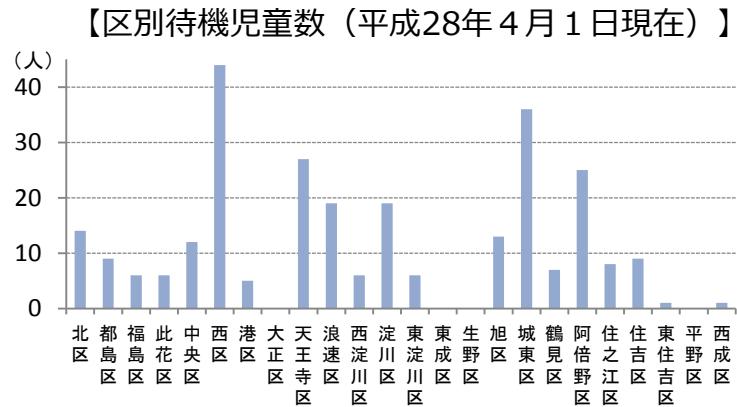
- 環境監視
 - ・騒音・振動・悪臭 ☆
- その他
 - ・自主防災組織力向上アドバイザー
 - ・コミュニティビジネスの支援

※ [] は、現在、区役所及び保健福祉センターで実施している事務

■期待される効果の具体例

【事例① こども・子育て支援施策の場合】

待機児童の解消に向けて、総合区の事務となることで、区役所が中心となって、より地域の特性や実情にあった施策の実施が可能



【事例② 老人福祉センターの管理運営の場合】

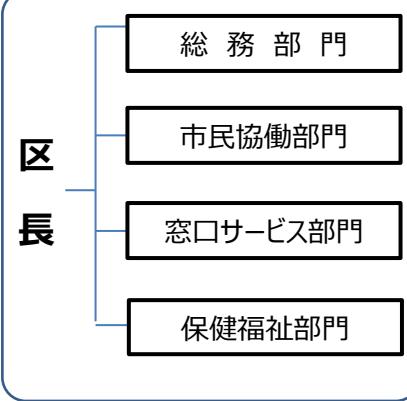
総合区の事務となることで、指定管理者の公募にあたり、地域における身近な福祉施設として地域のニーズを反映した運営等を取組むことで、施設活用の向上が期待

【事例③ スポーツセンター・プールの場合】

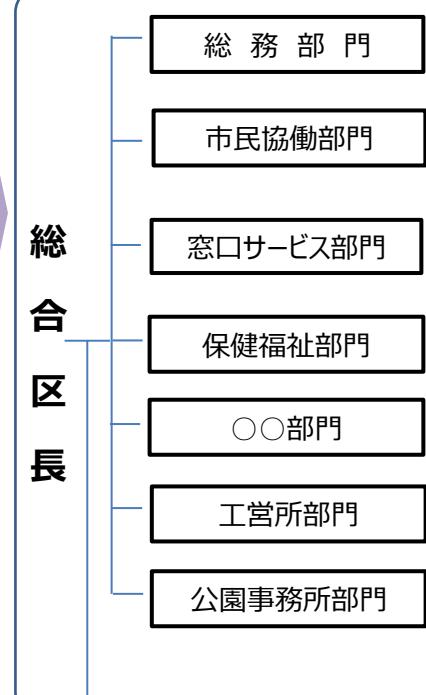
総合区の事務となることで、住民からの要望を直接受け、指定管理者の公募の際に、区独自に、より柔軟に条件を付すことが可能

《参考》総合区の組織体制イメージ

現在 (24区役所)



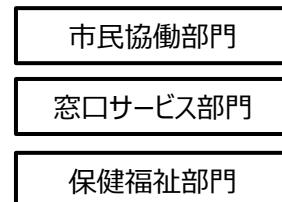
総合区 (5又は8か所)



《局及び区の職員数(イメージ)》

		現行 (平成24年度)	B案
5 区	局	8,900人	7,600人
	区	4,900人	6,100人 ～ 6,200人
	合計	13,800人	13,700人 ～ 13,800人
8 区	局	8,900人	7,600人
	区	4,900人	6,200人 ～ 6,300人
	合計	13,800人	13,800人 ～ 13,900人

支所等 (19又は16か所)



■C案の概要

総合区の数	区の事務レベル	職員総数（局+区）	
5区 (将来人口:45万程度/区)	中核市並み事務	【現行(H24)] 13,800人	【C案5区の場合の増減】 120~270人

☆はB案で加わる事務
★はC案で加わる事務

■総合区の事務内容(主なもの) 【予算編成、条例提案等は市長の権限】

《こども》

- 児童虐待対策
 - ・こども相談センターの運営 ★
- 保育・子育て支援
 - ・児童いきいき放課後事業
 - ・市立保育所の運営、民間保育所の設置認可 ☆
- 保育所の入所決定・保育料の徴収
- 児童手当・こども医療費助成の申請受理・審査・支給

《まちづくり・都市基盤整備》

- まちづくり
 - ・わがまちナイススポット（景観資源）の発見
 - ・放置自転車対策、駐輪場の整備
 - ・地域の実情にあわせたまちづくりの検討(市有地の活用方針等の検討) ☆
- 道路・公園
 - ・工営所・公園事務所業務（日常管理＜巡視・緊急対応等＞）
 - ・工営所・公園事務所業務（歩道設置、公園施設改修等） ★

《福祉》

- 障がい福祉
 - ・障がい者施設等の設置認可 ★
- 高齢者福祉
 - ・老人憩の家の運営助成等
 - ・老人福祉センターの管理運営 ☆
 - ・市立介護老人保健施設の運営 ★
- 生活保護
 - ・就労支援 ☆
- 国民健康保険・介護保険・国民年金の諸手続き
- 生活保護の申請受理・決定・支給・就労支援相談

《住民生活》

- 雇用施策
 - ・就労相談等 ☆
- その他
 - ・スポーツセンター、プール・屋内プールの運営 ☆
 - 住民基本台帳、戸籍、印鑑登録証明（届出・証明等）
 - 地域安全防犯対策
 - 地域振興・市民活動

《健康・保健》

- 保健所
 - ・飲食店、公衆浴場等の営業許可・指導 ★
- 母子保健
 - ・地域ふれあい子育て支援教室
- 乳幼児健診、がん検診、健康講座、予防接種
- 母子健康手帳の交付、母親教室

《その他》

- 環境監視
 - ・騒音・振動・悪臭 ☆
 - ・水質汚濁・土壤汚染 ★
- その他
 - ・自主防災組織力向上アドバイザー
 - ・コミュニティビジネスの支援
 - ・小規模・ベンチャー企業支援 ★

※ [] は、現在、区役所及び保健福祉センターで実施している事務

■期待される効果の具体例

【事例① 児童虐待対策の場合】

総合区の事務となることで、区要保護児童対策地域協議会を積極的に活用するなど、区役所と子ども相談センターとの連携・協力が密になり、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に向けたよりきめ細かい対応が可能

【事例② 保健所・保健センターの場合】

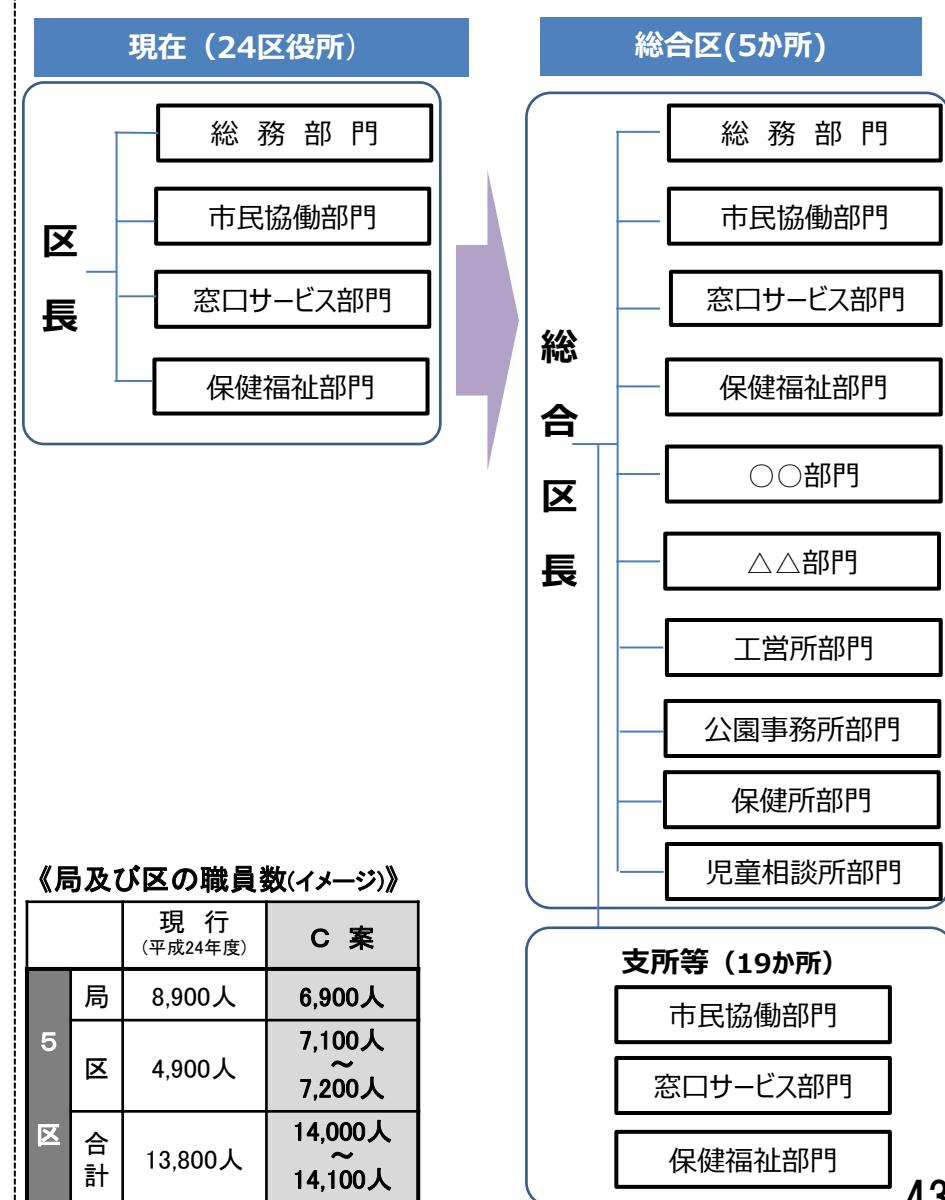
健康づくりや母子保健などに関する住民への保健サービスについて企画から実施までを一体的に総合区が担うこととで、地域住民等との密接な連携が図られ、地域の健康課題を生活習慣病予防等の施策につなげることが可能

【事例③ 障がい福祉の場合】

障がい福祉サービス事業者の指導や施設整備補助などが総合区の事務となることで、地域の事業所に対する住民からの要望や通報へのより迅速な対応が可能

また、事業所の実態をいち早く把握し、指導を行うことにより、事業所のサービスの質を確保することに寄与

《参考》総合区の組織体制イメージ



5 今後、総合区(案)をとりまとめていく中で 検討を予定している事項

【検討の視点】

◆ 総合区長の自律性の強化

① 区政マネジメントに必要な権限と財源の確保

本市においては、地方自治法改正に先行して、「自律した自治体型の区政運営」をめざした、区関連予算に関する予算編成改革を実行

- ➡ 予算編成は市長権限であるという現在の予算編成の仕組みを基本としつつ、総合区長の「予算意見具申権」が法整備されたことを踏まえた、予算編成への関与のあり方を検討

② 自治体運営の一体性の確保

総合区長がその権限の範囲内において総合的・包括的に事務を処理し、予算執行する一方、政策分野の観点でみると、総合区で実施する事業も含め、各政策は局長がマネジメントするという両面性がある

- ➡ 総合区長が所管する予算の範囲や予算配分の拡大を検討するにあたっては、政策の一体性の確保についても考慮が必要

◆ 総合区予算の見える化

現在は行政分野別（局別）の予算編成が基本

- ➡ 現在も市全体の予算の見える化に努めているところであるが、総合区長が処理する事務の拡大により、配分される予算の拡大が見込まれることから、総合区予算の見える化の充実が必要

今後、総合区（案）をとりまとめる中で、予算の仕組みを検討し、「区政マネジメントに必要な権限と財源の確保」と「自治体運営の一体性の確保」についてバランスの取れた仕組みを構築

- 総合区の名称及び区域（区割り）、総合区の事務所の位置については、今後、総合区（案）をとりまとめていく中で検討を行い、整理する

◆総合区の名称及び区域（区割り）

- 現在の24区をどのようなエリアで合区して、複数の総合区を設置するのか検討
- それぞれの総合区について区の名称を検討

◆総合区の事務所の位置

- それぞれの総合区について、総合区役所をどこに置くのか検討
- ※現在の24区役所及び保健福祉センターについては、総合区移行に際しては、総合区の事務所となるところを除き、総合区役所の支所として位置づけ、窓口業務を継続



○総合区のコストについては、今後、総合区(案)をとりまとめていく中で検討を行い、整理する

- ① 【職員体制】 事務分担に見合った人員を確保するためのコスト
- ② 【庁舎】 職員の増加に対応した執務スペースを確保するためのコスト
- ③ 【システム】 総合区の設置及び事務の移管などに伴うシステム改修等のためのコスト
- ④ 【その他】 案内表示等の名称変更のためのコスト（区の名称が変更となる場合）

6 総合区(案)のとりまとめに向けて

- 住民の皆様の意見を聴きつつ、議会での議論を踏まえ、最終的には1つの総合区（案）をとりまとめ

＜総合区（案）をとりまとめていく際の視点＞

- 地域の実情に応じた行政サービスをより住民に身近な区役所で実現するという総合区の意義を踏まえ、事務の拡充に伴うコストも考慮した上で、どれくらいの事務レベルをめざすか。また、どの程度の区数をめざすか
- 総合区と支所のあり方について、どのように考えるか

○指定都市(人口100万以上の11市)比較

市名	区数	順位	総人口(人)	順位	1区あたり 平均人口(人)	順位	総面積(km ²)	順位	1区あたり 平均面積(km ²)	順位
札幌市	10	5	1,953,784	4	195,378	5	1,121.26	1	112.13	3
仙台市	5	11	1,082,185	11	216,437	2	786.30	4	157.26	1
さいたま市	10	5	1,264,253	9	126,425	10	217.43	10	21.74	8
横浜市	18	2	3,726,167	1	207,009	4	437.49	6	24.31	7
川崎市	7	9	1,475,300	7	210,757	3	143.00	11	20.43	9
名古屋市	16	3	2,296,014	3	143,501	8	326.44	8	20.40	10
京都市	11	4	1,474,570	8	134,052	9	827.83	3	75.26	4
大阪市	24	1	2,691,742	2	112,156	11	225.21	9	9.38	11
神戸市	9	7	1,537,860	6	170,873	6	557.02	5	61.89	5
広島市	8	8	1,194,507	10	149,313	7	906.53	2	113.32	2
福岡市	7	9	1,538,510	5	219,787	1	343.38	7	49.05	6

(出典)平成27年国勢調査の人口速報集計

○大阪市各行政区の人口・面積

区名	人口(人)	面積(km ²)
北区	123,679	10.34
都島区	104,735	6.08
福島区	72,463	4.67
此花区	66,640	19.25
中央区	93,037	8.87
西区	92,418	5.21
港区	82,063	7.86
大正区	65,172	9.43
天王寺区	75,662	4.84
浪速区	69,673	4.39
西淀川区	95,537	14.22
淀川区	176,411	12.64

区名	人口(人)	面積(km ²)
東淀川区	175,587	13.27
東成区	80,592	4.54
生野区	130,194	8.37
旭区	91,619	6.32
城東区	164,464	8.38
鶴見区	111,528	8.17
阿倍野区	107,750	5.98
住之江区	123,035	20.61
住吉区	154,315	9.40
東住吉区	126,391	9.75
平野区	196,839	15.28
西成区	111,938	7.37

(出典)平成27年国勢調査の人口速報集計

※四捨五入の関係により、各区の面積の合計は、総面積と必ずしも一致しない